

松園町四区自治会会費細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会規約第7条第1項の会費に関する事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費は、1戸あたり月額500円とする。

2 賛助会員の会費は、年額10,000円とする。

(納入方法)

第3条 会費は、年間相当額を毎年5月末日までに一括納入する。ただし、会員からの申し出により、前期(5月末日)後期(11月末日)の2回に分納することができる。

(入会者の会費)

第4条 規約第6条第1項により入会した者は、入会の翌月から納入する。

(退会者の会費)

第5条 規約第5条第2項により退会した者は、退会の当月分まで納入する。その際、申し出に応じて、月割で払い戻すものとする。

(手続)

第6条 出産祝、弔意が発生したときは、班長は直ちに会長に連絡するものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月14日から施行する。